

# 「電力先物におけるヘッジ会計適用 に関する報告書」 解説資料



株式会社東京商品取引所

2025年2月17日

本資料は「電力先物におけるヘッジ会計適用に向けた検討会」の議論をまとめた報告書の解説ですが、検討会の委員又は委員が所属する組織の正式な見解ではなく、また、ヘッジ会計の適用を保証するものではありません。また、ヘッジ会計の適用は本報告書の方法に限られるものではありません。

実際の会計処理につきましては、公認会計士又は監査法人などの企業会計及び税の専門家に相談ください。

# 1. ヘッジ会計報告書について

- 2024年7月、東京商品取引所は、電力先物におけるヘッジ会計の適用に向け、「電力先物におけるヘッジ会計適用に向けた検討会」（ヘッジ会計検討会）を設置し、6回に渡る検討の結果をとりまとめ、2025年2月6日、**電力先物におけるヘッジ会計適用に関する報告書**（ヘッジ会計報告書）の公表を行った。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Economy, Trade and Industry. The header includes the ministry's logo and name in Japanese and English. Navigation tabs include 'News Release', 'Meetings and Talks', 'Councils and Research', 'Statistics', and 'Policy'. The main content area features a breadcrumb trail: 'Home > Councils and Research > Information/News/Service > Hedge Accounting Application for Power Futures'. Below this, the title '電力先物におけるヘッジ会計適用に関する報告書' is displayed, followed by a download link for the PDF report (1,680KB).

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/hedge\\_accounting/20250206\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/hedge_accounting/20250206_report.html)

The screenshot shows the JPX website's announcement page. The title is 'JPXからのお知らせ'. The date is '2025/02/06' with a 'TOCOM' tag. The main heading is '「電力先物におけるヘッジ会計適用に関する報告書」の公表について'. There are social media sharing buttons for 'Share' and 'Post'. The text states that JPX has established a working group for hedge accounting application for power futures and has published the report. A download link for the report is provided at the bottom.

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/20250206-01.html>

The cover page of the report features the title '電力先物におけるヘッジ会計適用に関する報告書' at the top. At the bottom, it displays the date '2025年2月', the publisher '経済産業省 商務・サービスグループ', and the issuer '株式会社東京商品取引所'.

## 2. ヘッジ会計検討会設置の背景

### ■ 経済産業省「電力先物の活性化に向けた検討会とりまとめ（2024年4月15日）」（抄）

#### 会計処理に関する論点

- 日本の会計基準に従うと電力先物のヘッジ会計処理が適用しにくく、事業の経済的実態が財務諸表に反映されにくい、電力先物を活用したヘッジを日本会計基準においてどのように扱うべきか、業界として会計基準設定主体に対し訴えかけるべき、という意見があった。
- ※ 日本の会計基準がIFRSかに関わらず時価会計が原則であり、ヘッジ会計はあくまで例外処理である点に留意。IFRSのもとでも、必ずしも全ての取引でヘッジ会計が認められるわけではないことにも留意が必要。
- 会計基準設定主体に対し訴えかけることを見据えると、現行の日本の会計基準を調査し、あるべき実務対応について、電力事業者等の当業者や、専門的知見を有する公認会計士等を巻き込みながら議論を行う必要がある。

#### 電力先物におけるヘッジ会計適用に向けた検討会の設置（案）

- **目的**：電力先物におけるヘッジ会計の適用に向け、現行の日本の会計基準の実務上の課題点を調査し、あるべき実務対応について議論を行う。
- **委員**：電力先物の実務に関わる電気事業者、専門的知見を有する公認会計士などが想定される。必要に応じ、経済産業省もオブザーバーとして同席。
  - ※ 委員として加わる公認会計士は、日本会計士協会から適切な公認会計士として紹介を受けるのが一案。
- **運営事務**： TOCOMにて運営。
- **スケジュール**：財務会計基準機構が開催する企業会計基準諮問会議にて諮っていただくことを想定し、事務局にて設定。

### 3. ヘッジ会計検討会 委員

	氏名	所属等
座長	尾崎 安央	早稲田大学法学学術院 教授
委員	阿部 知行	株式会社三菱UFJ銀行 金融市場部 シニアエキスパート
	和泉 高宏	東北電力エナジートレーディング株式会社 電力トレーディング部長・燃料トレーディング部長
	内田 彰彦	有限責任監査法人トーマツ所属
	遠藤 操	一般財団法人電力中央研究所 上席研究員
	小野里 光博	フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン (FIAJ) 理事 (日産証券株式会社 取締役)
	梯 靖弘	株式会社関電エネルギーソリューション 電力本部 電力需給部長
	河村 廉	イーレックス株式会社 執行役員 エネルギー市場部長
	久保田 祐介	株式会社JERA 経理部 ユニット長
	前川 和之	EY新日本有限責任監査法人所属
	前田 圭	電気事業連合会 業務部長
	村井 達久	有限責任あずさ監査法人所属
	村松 久美子	PwC Japan有限責任監査法人所属
	弥永 真生	明治大学専門職大学院 教授

※ 敬称略。経済産業省、資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会事務局からオブザーバー参加。事務局は東京商品取引所。

## 4. ヘッジ会計とは

- デリバティブは原則時価評価のため、将来のスポット取引（予定取引）の取引価格の変動について、ヘッジ手段である電力先物を用いて固定化するヘッジ取引（キャッシュ・フロー・ヘッジ）を行った場合、先物の評価損益のみが当期の損益に計上される。

↓  
キャッシュ・フローの固定化を損益計算書に正しく表すには、「ヘッジ会計」を適用して、先物の損益をスポット取引の実行期に揃えて計上する「繰延ヘッジ処理」が必要となる。

### 金融商品会計基準 第29項

ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすもの(注11)について、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう。

(注11) ヘッジ取引について

ヘッジ取引についてヘッジ会計が適用されるためには、ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段とのそれぞれに生じる損益が互いに相殺されるか又は**ヘッジ手段によりヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される関係**になければならない。なお、ヘッジ対象が複数の資産又は負債から構成されている場合は、個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならない。

## 5. ヘッジ会計検討会の検討対象

- ヘッジ会計検討会においては、日本の会計基準を対象とし、具体的には以下におけるヘッジ会計に関連する規定の適用について検討を行った。

※国際会計基準（IFRS）第9号「金融商品」や「電気事業会計規則」は対象外

企業会計基準第10号「**金融商品に関する会計基準**」（**金融商品会計基準**）

移管指針第9号「**金融商品会計に関する実務指針**」（**実務指針**）

移管指針第12号「**金融商品会計に関するQ&A**」（**Q&A**）

- 検討対象として想定したヘッジ取引は、ヘッジ対象を、JEPXのスポット市場における電力取引とするもの。

※ヘッジ対象を、相対卸契約（スポット価格連動等）とするものは対象外



# 6. 電力ヘッジに対するヘッジ会計適用の主な課題

## 課題1 ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の取引単位の違い（事前テスト）

- ヘッジ対象とヘッジ手段は、事前に、取引単位ベースで、1対1でヘッジ指定が必要（143項）。  
⇒ 現物のスポット取引は30分（コマ）単位、電力先物は1カ月単位で**1対1の関係にない**。
- 現物をグルーピングできる「包括ヘッジ」は、現物が同じ価格の動きをするもののみ限定（151項、152項）。  
⇒ 電力はコマごとに異なる値動きのため、**包括ヘッジの適用は難しそう**。

## 課題2 ヘッジ対象の予定取引の適格要件（事前テスト）

- 予定取引は、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引に限定される（162項）。  
⇒ 電力は時間帯によって需給が大きく変動するため、**予定取引の数量をどうすればよいか**。  
⇒ JEPXスポット市場では約定が保証されない（**欠けコマ**の可能性）。

## 課題3 ヘッジの有効性評価（事後テスト）

- ヘッジ取引開始時点から、ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累積額の比率が、80～125%までの範囲内にある必要がある（156項）。  
⇒ ヘッジ対象（将来の電力）の現在価格が分からない（現在の電力価格は将来の電力価格とは別である）ため、**有効性評価ができない**のでは。

※ カッコ書きの項番は実務指針で対応する項

## 7. 【課題1】ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の取引単位の違い（事前テスト）の検討

- ヘッジ指定において、ヘッジ手段である電力先物とヘッジ対象であるスポット取引とを取引単位ベースで1対1で対応する「単純ヘッジ」と捉えることができないかという問題意識から、先物（1か月物）を概念的に分割し、スポット取引の各コマと1対1に対応させる方策を中心に検討を行った。

電力先物（1か月物）

対象期間におけるJEPX全コマ1単位（50kWh）ずつ（ベースロードの場合、約7万kWh）が取引対象

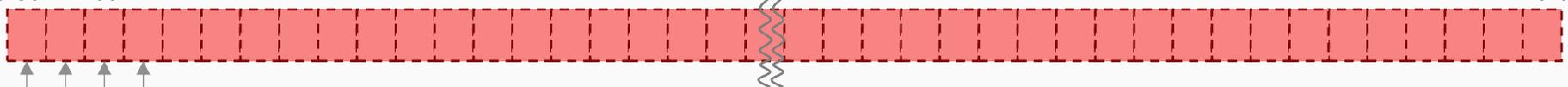
対象期間



概念的にJEPXスポットの取引単位（1コマ30分）と同数に分割

1日  
0:00 0:30  
~0:30 ~1:00 ...

30日  
23:30  
... ~0:00



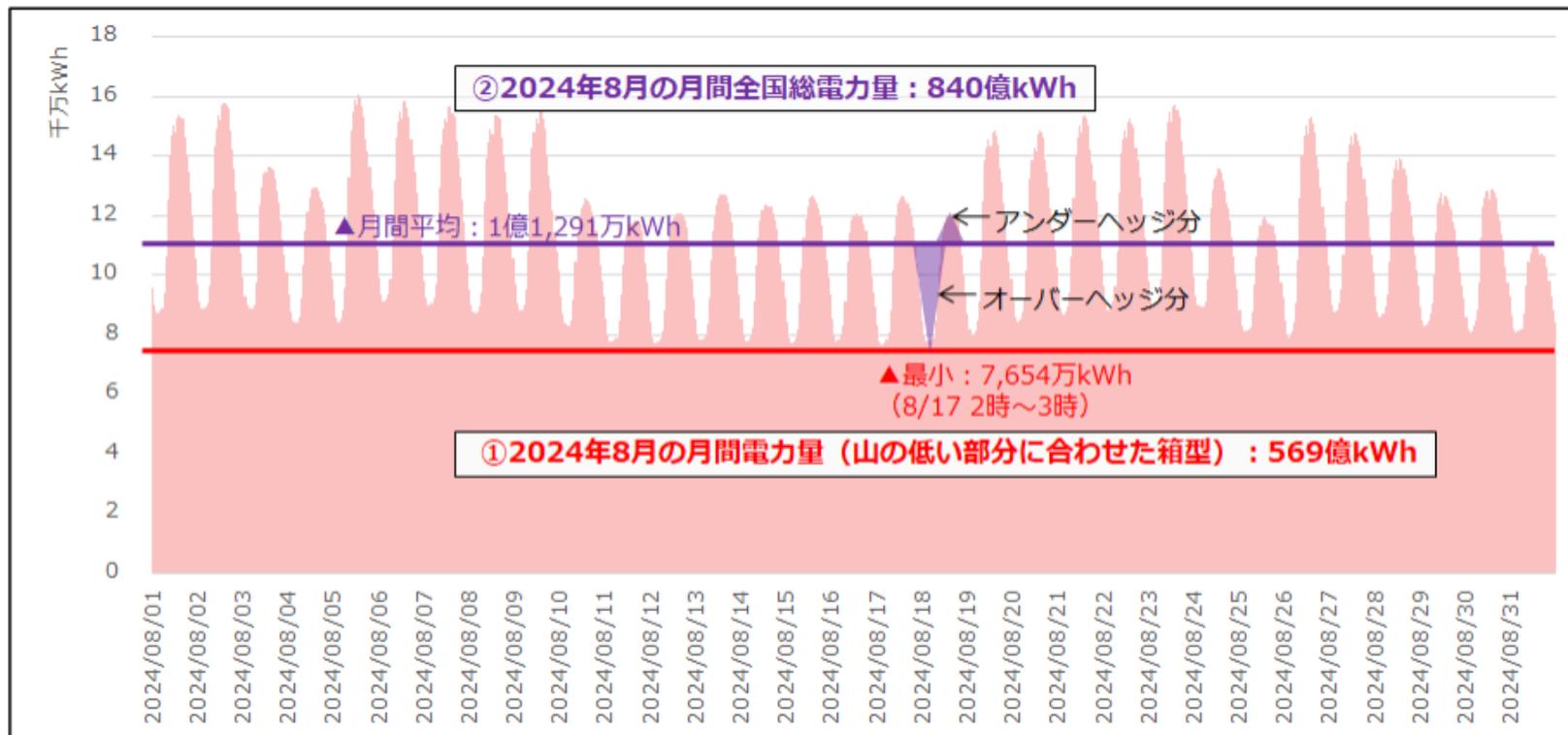
JEPXのスポット取引と1コマずつ、1対1で対応



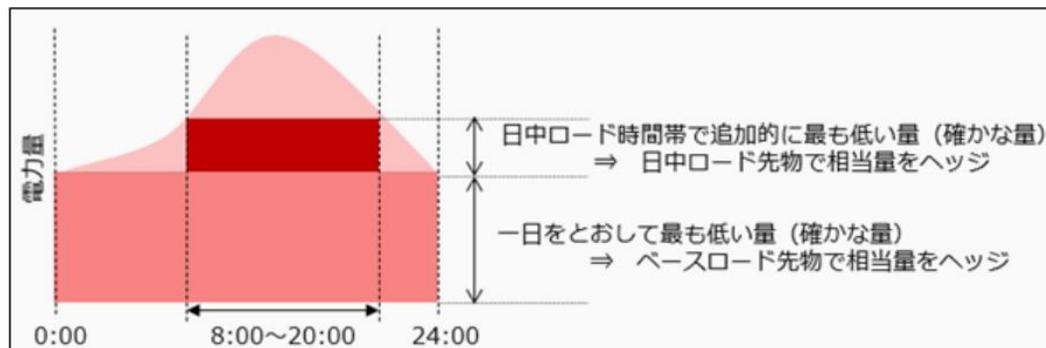
JEPXスポット各コマ（1440コマ）

## 8. 課題2 ヘッジ対象の予定取引の適格要件（事前テスト）①

- 先物と同期間中に取引の実行が見込まれる数量のうち最低数量を全コマ一律の数量とする箱型の予定取引であれば、実行可能性が高いと説明可能。



- 同様の想定で日中ピークロード分を予定取引として追加することも説明可能。

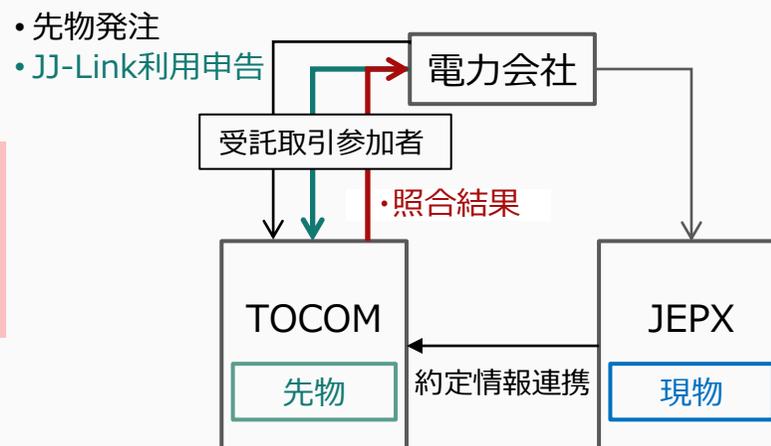


## 9. 課題2 ヘッジ対象の予定取引の適格要件（事前テスト）②

- 欠けコマのうち、買いは極めて稀であり問題とは考えにくい。売りはエリア・季節などによって頻度が異なり個別に検討。
- 予定取引について「実行される可能性が極めて高いこと」を説明する必要があるため、スポット取引の実績を電力ヘッジと関連して明確に示せることが実務上は重要。
- TOCOMがJEPXと共同で始めた現・先連携サービス（以下「JJ-Link」という。）のフェーズ1（2024年10月28日開始）は、事業会社における電力ヘッジの取組みにおける予定取引の実行の証跡となるものであり、検証を容易にするとともに、過去の実績から当該事業会社の今後の電力ヘッジの取組みの妥当性を示しやすくする点で有効。

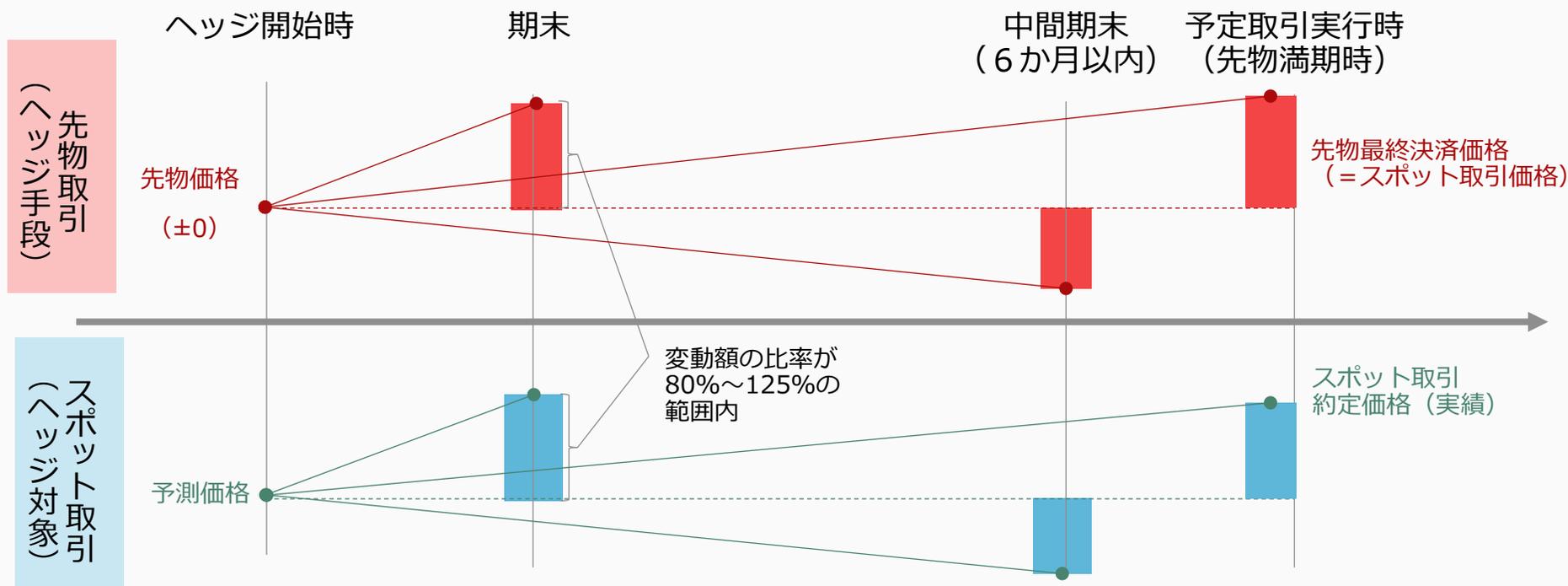
### JJ-Link（フェーズ1）

TOCOMが先物建玉情報及びJEPXから連携された約定情報に基づき、スポット市場における各コマの約定と建玉の一致を確認し、各コマの成否を記した照合結果を提供



## 10. 課題3ヘッジの有効性評価（事後テスト）

- 電力のヘッジ会計における事後の有効性評価（変動額が80~125%）は、予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジとなるため、Q&A53のB法をヘッジ指定の単位（コマ単位）で行うのが適当。
- なお、ヘッジ対象の評価には評価時点でのスポット価格ではなく、予測値（専門事業者から入手した予測価格を含む。）を用いる。



- ただし、ヘッジ対象の電力と同エリア・同時期・同数量の先物をヘッジ手段とする場合、実務指針158項による有効性評価の省略が可能。  
(税務上は、会計基準のような有効性評価の省略が明記されていない点には注意)

# 11. 現行の会計基準でヘッジ会計を適用するケース

- 小売電気事業者の買いヘッジ（先物買い）。

将来の電力販売のためのスポット市場での調達を先物でヘッジし、将来キャッシュ・フローを固定化。

- **経営計画・リスク管理方針に沿うことが前提。**

## 【ヘッジ対象（予定取引）】

- 将来一定期間に想定される**スポット市場での調達需要のうち最も少ないコマの電力量を全コマに適用するベースロード形の箱型で予定取引**を設定。
  - ✓ スポット市場での買付けの背後にある実需の確からしさを**事業計画、契約状況や過去の実績**で説明。
  - ✓ 上記の応用形として、日中ロード先物をヘッジ手段として、ヘッジ期間の平日8時～20時に想定される需要の最小相当の箱型を**追加的に予定取引として設定**することも可能。

## 【ヘッジ手段（先物）とヘッジ指定】

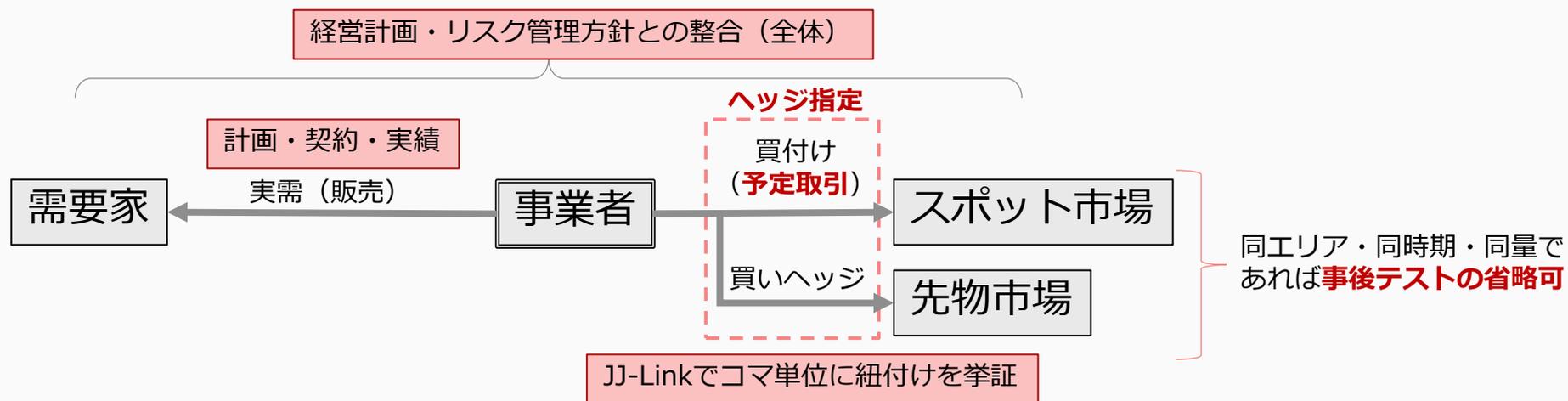
- 予定取引に相当する電力量の先物を買って、**当該先物を30分コマ単位に概念的に分割してヘッジ指定**。
  - ✓ **JJ-Link（現先連携サービス）**によりスポット取引と先物取引の紐付けを拳証。

## 【事後の有効性評価】

- 期末及び6か月に1回以上、継続して有効性を確認（予定取引の価格は将来の予測値を用い、コマ単位でヘッジ開始時からの予定取引の変動と先物の変動の比率がおおむね**80%～125%までの範囲内であることを確認**）。
- 予定取引の実行時に有効性評価を行う場合、予定取引はコマごとの約定値段、先物取引は最終決済価格算出の基となったコマごとの約定値段を用いる。
- ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象が、**同エリア・同時期・同量であれば実務指針158項により事後テストが省略可能**。

# 11. 現行の会計基準でヘッジ会計を適用するケース

(例) 買いヘッジに関するヘッジ会計の全体イメージ。



# 12. 電力先物におけるヘッジ会計適用に関する議論のまとめ

## ヘッジ会計に関する会計基準と適用の課題

### 課題① ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）

- ヘッジ対象とヘッジ手段は、事前に、取引単位ベースで、1対1でヘッジ指定が必要（143項）。  
⇒ 現物のスポット取引は30分（コマ）単位、電力先物は1カ月単位で**1対1の関係がない**。
- 現物をグルーピングできる「包括ヘッジ」は、現物が同じ価格の動きをするもののみ限定（151項、152項）。  
⇒ 電力はコマごとに異なる値動きのため、**包括ヘッジの適用は難しそう**。

### 課題② ヘッジ対象の予定取引の適格要件（事前テスト）

- 予定取引は、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引に限定される（162項）。  
⇒ 電力は時間帯によって需給が大きく変動するため、**予定取引の数量をどうすればよいか**。  
⇒ JEPXスポット市場では約定が保証されない（**欠けコマの可能性**）。

### 課題③ ヘッジの有効性評価（事後テスト）

- ヘッジ取引開始時点から、ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累積額の比率が、80～125%までの範囲内にある必要がある（156項）。  
⇒ ヘッジ対象（将来の電力）の現在価格が分からない（現在の電力価格は将来の電力価格とは別である）ため、**有効性評価ができないのでは**。

※ カッコ書きの項番は実務指針で対応する項

## 現行の会計基準で考えられる対応

### の取引単位の違い（事前テスト）

- Q&A55-2における包括的長期為替予約の事例のように、**電力先物を概念的にスポット取引のコマ単位に分割し1対1に対応させて個別ヘッジ**とすることが考えられる。

- 先物と同期間中に取引の実行が**見込まれる数量のうち最低数量を全コマ一律の数量とする箱型**の予定取引であれば、実行可能性が高いと説明可能。
- 同様の想定で**日中ピークロード分を予定取引として追加**することも説明可能。
- 欠けコマのうち、**買いは極めて稀**であり問題とは考えにくい。売りはエリア・季節などによって頻度が異なり個別に検討。

- キャッシュ・フロー・ヘッジの有効性判定として**Q&A53のB法をヘッジ指定どおりコマ単位で行うのが**適当。その場合、ヘッジ対象の評価には予測値を用いる。
- ただし、**ヘッジ対象の電力と同エリア・同時期・同数量の先物をヘッジ手段とする場合、実務指針158項による有効性評価の省略**が可能。

## 電力取引の実態から望まれる扱い

- スポット市場の制度上の取引単位であるコマごとではなく、実態として想定している単位である「**月ごと**」など**一定期間の合計電力量（月間キャッシュ・フローなど）をヘッジ対象**として考えたい。

- 同じ箱型でも、先物と同期間中に取引の実行が見込まれる**合計電力量に相当する数量（全コマで期間平均電力量）で予定取引を設定**したい。
- 欠けコマは**絶対売り・絶対買いの入札をする限り予定取引の要件を満たす**と考えたい。

- 実態として想定している単位である「**月ごと**」など**一定期間の合計電力量に対応した額（月間キャッシュ・フローなど）の変動額で有効性評価**を行いたい。

株式会社東京商品取引所 総合業務室 営業担当

Tel : 050-3361-2679

e-mail : [deri-w@jpx.co.jp](mailto:deri-w@jpx.co.jp)

Japan Exchange Group



## 免責事項：

本資料に関する著作権は、株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」）にあります。本資料の一部又は全部を無断で転用、複製することはできません。

本資料は、TOCOMの先物取引に関する制度の概要説明のみを目的として提供されるもので、先物取引の勧誘を目的としたものではありません。

先物取引においては、商品価格、為替相場の変動等によって損失が生じるおそれがあり、差し入れた証拠金の全部若しくは一部を失う、または、差し入れた証拠金を超える損失を被ることがあります。また、相場変動等により証拠金額に不足が生じた場合には、追加の差し入れが必要となります。取引に際しては、あらかじめ取引先の商品先物取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で取引を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、本資料に含まれる記述などの使用に関し、TOCOMは一切責任を負いません。TOCOMは本資料に記載の事項に関し、将来予告なしに変更することがあります。